

市民フォーラム21 第7回 環境部会 次第

日時：平成23年2月24日(木)午前9時30分～

場所：第1庁舎8階 第1委員会室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 市民フォーラム21 第6回 環境部会 会議概要について

別添資料

4 第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標及び主な取組について 別冊資料1

(1) 政策2 - 1 豊かな自然環境の保全と創造

211 総合的・計画的な環境対策の推進

212 良好な自然環境の確保

(2) 政策2 - 2 資源が循環する環境共生都市の実現

221 省資源・資源循環の促進

(3) 政策2 - 3 良好な生活環境の形成

231 生活環境の保全

232 上下水道等の整備

233 緑化・親水空間の充実・創造

5 第四次長野市総合計画 後期基本計画に係る指標の設定方針について

資料1

6 第四次長野市総合計画 後期基本計画の策定工程表(大綱策定後)について

資料2

7 その他

(1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画大綱について

別冊資料2

(2) 市民意見の聴取結果等について

資料3～5

別冊資料3

(3) 今後の予定について

8 閉 会

【次回の予定】

日 時：平成23年4月27日(水) 9:30～11:30

会 場：市役所第2庁舎10階会議室18

内 容：第四次総合計画 後期基本計画 施策の目標及び主な取組、指標について

持ち物：第四次長野市総合計画、第四次長野市総合計画 前期基本計画の現況と課題

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】



2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2 - 1	豊かな自然環境の保全と創造
----------	---------------

施策の体系

- 211 総合的・計画的な環境対策の推進
 - 01 市民・事業者・行政の協働による取組の推進
 - 02 環境教育と環境学習の推進

基本施策		主担当	環境部
2 1 1	総合的・計画的な環境対策の推進		
<p>【方針】(基本施策の目指すもの)</p> <p>地球環境を思いやる人づくりを推進し、市民・事業者・行政が連携を強化して環境への影響を低減するまちづくりを目指します。</p>			
<p>【現況と課題】</p> <p>温暖化や酸性雨等の地球規模での環境問題が発生している中、地域から環境問題に取り組むため、市民・事業者・行政の各主体の協働による対策が必要です。</p> <p>様々な資源などの消費が環境に多大な負荷をかけていることから、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、環境負荷を軽減するための具体的な行動を実践していくことが必要です。</p>			

施策

		主担当	環境政策課
211-01	市民・事業者・行政の協働による取組の推進		
施策の目標	市民・事業者・行政の協働体制を強化するとともに、市民・事業者の自主的な活動や取組への積極的な支援を通じて、協働による環境対策の充実を目指します。		
主な取組	ながの環境パートナーシップ会議等を通じ、市民・事業者・行政が協働して環境の保全や創造に向けて環境対策の充実を図ります。(環境政策課) 環境保全活動を推進する団体等を育成・支援します。(環境政策課)		
大綱まとめで整理した主な取組(参考)	ア 市民・事業者・行政の協働による環境保全、温暖化対策の取組 イ 団体等との連携による専門的な知見をいかした環境対策 ウ 環境保全活動を推進する団体への支援 エ 市民一人ひとりの温暖化対策に向けた取組 政策2-2(221-01・) オ 事業所認定制度の普及促進 政策2-2(221-02・)		

施 策		主担当	環境政策課
211-02	環境教育と環境学習の推進		
施策の目標	あらゆる機会を通じた啓発や環境教育・環境学習を実施することにより、市民や事業者の環境に対する責任と自覚を促し、環境対策への意識と行動力の向上を目指します。		
主な取組	<p>学校教育や地域などにおいて環境教育・環境学習を推進し、次世代を担う子どもたちの環境への理解・関心を深めます。(環境政策課)</p> <p>子どもから大人までを対象に、自然とのふれあいや観察ができる体験的な学習などにより、親しみやすい環境学習の機会を提供します。(環境政策課)</p> <p>環境教育・環境学習の拠点の整備を検討するとともに、環境保全活動等の中心となる人材を育成します。(環境政策課)</p> <p>日常生活における環境負荷を数値化することなどにより、具体的で分かりやすい環境情報を提供します。(環境政策課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 環境保全活動に取り組む市民の拡大 ~</p> <p>イ 子どもから大人までを対象とした環境教育・環境学習 ・</p> <p>ウ 自然を体験する環境学習を通じた自然やものを大切に作る心の育成 ・政策2 - 2 (221-04・)</p> <p>エ 環境教育・環境学習の拠点の充実</p> <p>オ 環境保全活動の中心となる人材の育成</p> <p>カ 分かりやすい環境情報の提供と情報の共有化</p> <p>キ CO2排出量の数値化による地球温暖化対策への意識の醸成と取組</p>		

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2 - 1	豊かな自然環境の保全と創造
-----------------	----------------------

施策の体系

- 212 良好な自然環境の確保
 - 01 自然環境の保全と生物多様性の確保

基本施策		主担当	環境部
2 1 2	良好な自然環境の確保		
【方針】(基本施策の目指すもの)			
豊かな自然環境のもとに生物多様性が確保され、きれいな水や大気、緑とのふれあいがあるまちづくりを目指します。			
【現況と課題】			
多様な動植物に恵まれている本市の豊かな自然を次の世代に引き継いでいくための取組が必要です。 自然環境保全意識を高めるため、市民が自然とふれあうことができる場の確保が求められています。			

施 策		主担当	環境政策課
212-01	自然環境の保全と生物多様性の確保		
施策の目標	<p>市民・事業者・行政の協働により、自然環境の保全や希少動植物を保護することにより、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系の確保を目指します。</p>		
主な取組	<p>各種法令等により適正な土地利用を誘導するなど、自然環境を保全します。(環境政策課)</p> <p>外来種の移入防止に関する啓発を推進するとともに、地域と連携した駆除を実施します。(環境政策課)</p> <p>実験林、原生種の育成を通じ、地域独自の生態系を保全するとともに、市民が自然と親しめる場を整備します。(環境政策課)</p> <p>希少な野生動植物の生息・生育状況に関する調査を実施し、効果的な保護対策を検討します。(環境政策課)</p> <p>計画的な森林の整備により森林を保全します。また、耕作放棄地の発生防止と解消により農地を保全します。(森林整備課、農政課、農業委員会事務局)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 自然環境の保全に配慮した土地利用</p> <p>イ 自然環境の保全に配慮した農林業・観光産業の振興</p> <p>ウ 外来種の移入防止の啓発と適正な駆除などによる外来種対策</p> <p>エ 生態系の保全による生物多様性の確保</p> <p>オ 市民が自由に自然と触れ合うことができる自然環境の整備</p> <p>カ 自然保護への市民意識の高揚</p> <p style="padding-left: 40px;">基本施策「現況と課題」、 関連</p> <p>キ 希少な野生動植物の生息・生育状況調査と保護</p> <p>ク 里山、森林・農地の保全</p> <p>ケ 農林業の維持・振興による自然環境の保全</p> <p>コ 耕作放棄地・遊休農地の発生防止と活用</p>		

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2 - 2	資源が循環する環境共生都市の実現
-----------------	-------------------------

施策の体系

- 221 省資源・資源循環の促進
 - 01 エネルギーの適正利用
 - 02 ごみの発生抑制と再利用・再資源化の促進
 - 03 ごみ処理体制の充実
 - 04 良好な物質循環の確保

基本施策		主担当	環境部
2 2 1	省資源・資源循環の促進		
【方針】(基本施策の目指すもの)			
市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、ごみの発生抑制、再利用・再資源化やエネルギーの適正利用を促進することで、環境共生都市の実現を目指します。			
【現況と課題】			
大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動が環境に負荷をかけていることから、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を促進することが求められています。 二酸化炭素排出量を削減するため、省エネルギーの取組や環境への負荷が少ない新エネルギー等の活用が必要です。 循環型社会の構築を図るため、ごみを発生させない取組や再利用・再生利用による循環利用の促進が必要です。			

施 策		主担当	環境政策課
221-01	エネルギーの適正利用		
施策の目標	<p>市有施設をはじめ、家庭や事業所における省エネルギーを促進するとともに、積極的に新エネルギー等を活用することにより、限りある資源の有効利用を目指します。</p>		
主な取組	<p>ライトダウンや自転車の利用など、家庭や事業所等における省エネルギーの取組を促進します。(環境政策課)</p> <p>太陽光発電システムやペレットストーブ設置の支援などにより、新エネルギーの導入・活用を推進します。(環境政策課)</p> <p>バイオマスに関する情報の共有化や新しい事業の検討などにより、バイオマス・エネルギーの利活用を推進します。(環境政策課)</p> <p>市有施設への省エネルギーや新エネルギーの率先導入を図り、効率的なエネルギー管理を推進します。(環境政策課)</p> <p>地球温暖化防止活動推進センターにおいて、CO2 排出量の見える化などを検討し、エネルギーの適正利用の学習・啓発活動を推進します。(環境政策課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 省エネルギーの促進</p> <p>イ 省エネルギーの観点も含めた光害防止対策</p> <p>ウ 太陽光、水力等 新エネルギーの導入・活用促進</p> <p>エ 新エネルギー活用推進のための支援</p> <p>オ バイオマス利活用の推進と推進するための体制づくり</p> <p>カ 公共施設における率先した省エネルギー・新エネルギー導入・活用の推進</p> <p>キ CO2 排出量の数値化による地球温暖化対策への意識の醸成と取組</p> <p>ク 分かりやすい環境情報の提供 政策 2 - 1 (211-02・)</p>		

施 策		主担当	生活環境課
221-02	ごみの発生抑制と再利用・再資源化の促進		
施策の目標	市民・事業者・行政が連携し、ごみになるものを減らし、繰り返し使えるものは使い、資源として再生利用する3Rの徹底を目指します。		
主な取組	<p>レジ袋の削減や容器包装の店頭回収など、市民・事業者・行政が連携してごみの発生抑制、再利用・再資源化を促進する仕組みをつくります。(生活環境課)</p> <p>啓発活動や地域との連携によりごみの分別や適正な排出ルールを徹底します。(生活環境課)</p> <p>家庭の可燃ごみに多く含まれる生ごみについて、自家処理による堆肥化を促進することで、資源化を進めます。また、環境を考えた食生活を普及啓発します。(生活環境課)</p> <p>ながのエコ・サークルの普及促進などにより、事業者への啓発・指導を強化し、事業所のごみの減量や資源化を促進します。(生活環境課)</p> <p>家庭ごみ処理の有料化を継続するとともに、有料化の効果を検証します。(生活環境課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 市民・事業者・行政の協働によるごみの発生抑制の推進</p> <p>イ ごみの分別とごみ出しルールの徹底</p> <p>ウ ごみの分別の徹底と再資源化の促進</p> <p>エ 環境を考えた食生活の普及啓発</p> <p>オ 生ごみの発生抑制と資源化の促進</p> <p>カ 啓発・指導の強化による事業ごみの発生抑制と資源化の促進</p> <p>キ 事業所認定制度の普及促進</p> <p>ク 家庭ごみ処理有料化の継続と検証</p>		

施 策		主担当	生活環境課
221-03	ごみ処理体制の充実		
施策の目標	環境に配慮したごみ焼却施設の建設や効率的な収集等により、環境にやさしいごみ処理体制の充実を目指します。		
主な取組	<p>長野広域連合が設置するごみ焼却施設について、地元住民との十分な協議による合意形成を図り、早期整備を推進します。(生活環境課)</p> <p>ごみの分別や排出が困難な高齢者や障害者等が分別・排出しやすいごみ収集体制を検討します。(生活環境課)</p> <p>資源化の拡大に対応できるよう、民間の資源化処理施設の開設を促進します。(生活環境課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 焼却施設建設などによるごみ処理体制の確立</p> <p>イ 高齢者等に対するごみ収集体制の検討</p> <p>ウ 資源化推進に向けた事業者等との協働促進</p>		

施 策		主担当	環境政策課
221-04	良好な物質循環の確保		
施策の目標	雨水やバイオマス資源を利活用することにより、良好な物質循環の確保を目指します。		
主な取組	<p>限りある水資源を大切にすることを図ります。(環境政策課、上下水道局総務課)</p> <p>市民・事業者・NPO団体等と連携して、間伐材や生ごみなどのバイオマス資源の利活用を図ります。(環境政策課、生活環境課)</p> <p>雨水等の保水・浸透機能を高める雨水貯留施設の設置を支援し、雨水の有効利用を促進します。(河川課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 水を大切にすることを意識の高揚</p> <p>イ バイオマス資源の利活用</p> <p>ウ 雨水利用などによる水循環の安定的な確保</p>		

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2 - 3	良好な生活環境の形成
-----------------	-------------------

施策の体系

- 231 生活環境の保全
 - 01 適正な廃棄物の処理の推進
 - 02 環境美化の推進
 - 03 公害防止対策の充実

基本施策		主担当	環境部
2 3 1	生活環境の保全		
【方針】(基本施策の目指すもの)			
廃棄物 の適正処理を進めるとともに、環境美化や公害防止のための意識の高揚を図ることにより、清潔で快適な生活環境の実現を目指します。			
【現況と課題】			
廃棄物の不適正な保管を解消するため、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、廃棄物の適正処理を進める必要があります。 廃棄物の不法投棄があとをたたない中、環境美化意識の高揚や捨てられにくい環境づくりが必要です。 市民の環境に対する関心が高くなってきていることから、騒音や自動車の排出ガス等による大気汚染等、生活に起因する生活型公害が増加傾向にあり、抑制に向けた取組が必要です。			

「廃棄物」...ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不要物。産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。このうち、一般廃棄物については、さらに事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分類される。廃棄物の不法投棄や大量の廃棄物を長期間ため込むといった不適正保管など、良好な生活環境を損なう廃棄物の不適正処理が問題となっている。

施 策		主担当	廃棄物対策課
231-01	適正な廃棄物の処理の推進		
施策の目標	産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導や災害廃棄物の円滑な処理などにより廃棄物の適正処理を目指します。		
主な取組	<p>産業廃棄物・一般廃棄物の処理業者や処理施設に対する計画的な立入検査や監視・指導を充実します。また、排出者責任の原則に基づき、排出事業者への指導・啓発を充実します。(廃棄物対策課)</p> <p>大規模地震や水害などの災害時に発生する廃棄物に対する処理体制を構築します。(生活環境課)</p> <p>公共下水道等の普及により減少しているし尿等を適正に処理するため、処理量に見合った収集体制や処理施設のあり方の検討を進めます。(生活環境課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 廃棄物の適正処理に関する周知・啓発、指導</p> <p>イ 廃棄物処理事業者・排出事業者に対する計画的な立入検査、監視・指導</p> <p>ウ 排出事業者に対する廃棄物の減量化とリサイクルの指導</p> <p>エ 災害廃棄物への対応</p> <p>オ し尿等の適正な処理と収集体制の検討</p>		

施 策		主担当	環境政策課
231-02	環境美化の推進		
施策の目標	監視体制や啓発活動を強化し、市民・地域等との連携による美しい生活環境づくりを目指します。		
主な取組	<p>市民等の通報体制や関係機関との連携など監視体制の充実により、不法投棄の未然防止と早期発見を図ります。また、発見した不法投棄に対しては、関係機関と連携し、適正に対応します。(生活環境課、廃棄物対策課)</p> <p>啓発活動により環境美化意識を高め、ポイ捨てや放置されにくい環境づくりを推進します。(環境政策課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 監視体制の充実による不法投棄の未然防止</p> <p>イ 環境美化啓発・ポイ捨てや放置されにくい環境づくり</p>		

施 策		主担当	環境政策課
231-03	公害防止対策の充実		
施策の目標	<p>大気・水質・騒音等に関する環境基準の達成・維持や、生活騒音等の防止に向けた啓発により、健康で安全な生活環境の形成を目指します。</p>		
主な取組	<p>工場や事業所等に対する規制基準遵守のため、指導と立入検査等を充実します。(環境政策課、環境衛生試験所)</p> <p>日常生活に起因する悪臭や騒音等の生活型公害については、発生源に対して指導するとともに、発生抑制に向けて啓発活動を推進します。(環境政策課)</p> <p>大気・水質・騒音等の監視や検査により、環境汚染等の未然防止を図ります。(環境政策課、環境衛生試験所)</p> <p>地下水の揚水量の把握や監視により、地盤沈下被害の未然防止に努めます。(環境政策課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 工場や事業所に対する指導と立入検査等の充実</p> <p>イ 合併浄化槽の適正な維持管理のための指導、立入検査の実施</p> <p>ウ 生活型公害を抑制するための社会情勢に応じた啓発と指導</p> <p>エ 大気汚染・水質汚濁・騒音等の監視・検査による公害の未然防止</p> <p>オ 地下水の揚水量の把握や監視による地盤沈下被害の未然防止</p>		

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2 - 3	良好な生活環境の形成
-----------------	-------------------

施策の体系

- 232 上下水道等の整備
 - 01 安全でおいしい水の安定的な供給
 - 02 公共下水道等の普及促進

基本施策		主担当	上下水道局
2 3 2	上下水道等の整備		
【方針】(基本施策の目指すもの)			
ライフラインとして重要な上下水道等を計画的・効率的に整備し、安全で快適な生活環境の形成を目指します。			
【現況と課題】			
水道の普及率はほぼ 100%であり、水源の保全や水質管理の徹底等により、安全でおいしい水の安定した給水体制を維持していく必要があります。 下水道等の普及率は 90%を超えており、全戸水洗化と効率的な維持管理を進める必要があります。			

施 策		主担当	配水管理課
232-01	安全でおいしい水の安定的な供給		
施策の目標	日常生活に必要不可欠な水の安全性とおいしさを確保するとともに、計画的な水道施設の整備により安定的な供給を目指します。		
主な取組	老朽化した水道施設の計画的な更新や配水区域のブロック化などにより災害に強い水道を整備し、安定した給水体制の確保を図ります。 (配水管理課、上下水道局サービスセンター) 関係機関や地域と連携して水道水源の保全を図るとともに、水道水質を向上させ、安全でおいしい水を提供します。(浄水課、上下水道局サービスセンター)		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	ア 計画的な水道施設の更新 イ 配水区域のブロック化による安定的な給水 ウ 水道水源の保全 エ 水質管理の徹底 オ 水道水の安全性の確保		

施 策		主担当	下水道建設課
232-02	公共下水道等の普及促進		
施策の目標	全戸水洗化を目指した公共下水道等の整備により、水質の保全と衛生的な生活環境の形成を目指します。		
主な取組	地域の条件に応じた整備手法により、公共下水道等を効率的かつ計画的に整備し、全戸水洗化を推進します。(下水道建設課) 普及啓発活動の強化により、水洗化率の向上を図ります。(業務課) 効率的な事業経営に向け、公共下水道等の施設を適切に管理するとともに、老朽化した施設や耐震化が必要な施設の改築等を計画的に進めます。(下水道建設課、下水道施設課)		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	ア 全戸水洗化の実現 イ 公共下水道の処理区域の拡大 ウ 公共下水道・農業集落排水区域外における合併浄化槽の普及 エ 普及啓発による水洗化率の向上 オ 計画的な公共下水道等施設の更新 カ 下水道事業の効率的な経営		

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2 - 3	良好な生活環境の形成
----------	------------

施策の体系

- 233 緑化・親水空間の充実・創造
 - 01 豊かな緑化空間の整備
 - 02 潤いある親水空間の整備

基本施策		主担当	都市整備部
2 3 3	緑化・親水空間の充実・創造		
<p>【方針】(基本施策の目指すもの)</p> <p>生活に身近な緑化空間や親水空間の整備により、潤いとやすらぎを実感できる空間の充実と創造を目指します。</p>			
<p>【現況と課題】</p> <p>街並みにゆとりや豊かさが求められている中、水と緑をいかした潤いとやすらぎを感じられる空間の充実を図る必要があります。</p> <p>市民の緑に求めるニーズが多様化する中、地域の特性をいかした公園づくりや緑の質的向上を図る必要があります。</p> <p>豊かな自然をいかした緑の整備や自然環境や水辺の生物とふれあうことのできる河川等の整備が必要です。</p>			

施 策		主担当	公園緑地課
233-01	豊かな緑化空間の整備		
施策の目標	<p>市民の緑化意識の高揚を図るとともに、豊かな自然環境に調和した質の高い緑化を推進し、緑や花々にふれることのできる空間の整備を目指します。</p>		
主な取組	<p>緑とふれあう機会を提供するとともに、緑化活動を支える人材を育成し、市民の緑化意識の高揚と緑化活動の拡大を促進します。(公園緑地課)</p> <p>地域のバランスに配慮しながら公園を適正に配置するとともに、災害発生時に対応できる公園を整備します。また、市民の積極的な参画のもと、地域の特性をいかした公園づくりを進め、公園の利用を促進します。(公園緑地課)</p> <p>低・未利用地を活用した緑化空間の創出や、街路樹の適正な維持管理などにより、市街地の緑の充実を図ります。(公園緑地課)</p> <p>生態系の連続性の確保に向け、森林や河川の緑と市街地の街路樹や公園による緑のネットワークを形成します。(公園緑地課)</p> <p>工場や事業所等に緑化を義務付けるとともに、優れた緑化活動に取り組んだ事業者を顕彰し、事業者の緑化を促進します。また、屋上緑化・壁面緑化等を含む幅広い緑化手法の普及を図ります。(公園緑地課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 周囲の豊かな自然をいかした緑の整備 施策目標</p> <p>イ 緑化の推進 施策目標</p> <p>ウ 緑化意識の高揚</p> <p>エ 緑の維持管理に対する住民協力意識の高揚</p> <p>オ 身近な公園の適正配置</p> <p>カ 災害発生時に対応できる公園の整備</p> <p>キ 地域の特性をいかした公園づくり</p> <p>ク 公園の質の向上による利用促進</p> <p>ケ 中心市街地の緑化の推進</p> <p>コ 中心市街地の緑の質的向上と適正な維持管理</p> <p>サ 生態系の連続性を確保する公園・街路樹の整備</p> <p>シ 工場や事業所等に対する緑化の義務付け</p> <p>ス 緑化活動に取り組んでいる事業者への顕彰</p>		

施 策		主担当	河川課
233-02	潤いある親水空間の整備		
施策の目標	<p>河川等がもつ環境面での多様な機能に配慮し、市民が水に親しみながら、水辺の大切さを学ぶことができるような親水空間の整備を目指します。</p>		
主な取組	<p>河川、水路、ため池等を親水性や生態系などに配慮して整備します。 （河川課、農業土木課）</p> <p>親水性に配慮した河川等の利用を促進するとともに、河川の水質保全の啓発により水辺の保全意識の向上を図ります。（河川課、環境政策課）</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 （参考）	<p>ア 生態系などに配慮した河川・水路の整備</p> <p>イ 親水空間の利用促進</p> <p>ウ 水辺保全意識の向上</p>		